



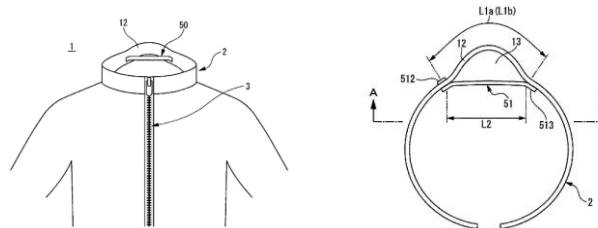
「空調服の空気排出口調整機構」事件  
(知財高判令和5年2月7日 令和4年(行ケ)第10037号<sup>1)</sup>)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性の判断の誤りが争点となった事例。  
(2) 技術分野の関連性および課題の共通性を考慮して、主引用発明（公然実施発明）に接した当業者は、副引用発明を採用するように動機付けられたものと認めるのが相当として、本件発明の進歩性を否定した（特許庁審決を取消）。

対象特許（特許第6158675号<sup>2)</sup>）

空調服（送風手段を用いて人体との間に形成された空気流通路内に空気を流通させる衣服）の空気排出口（空気流通路内を流通する空気を外部に排出する口であって、襟後部と人体の首後部との間に形成されるもの）の開口度を調整するための空気排出口調整機構であり、第一取付部を有する第一調整ベルトと複数の第二取付部を有する第二調整ベルトとを備え、第一取付部を複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで襟後部と人体の首後部との間に複数段階の予め定められた開口度で空気排出口を形成することを特徴とするもの（請求項3）。



主引用発明（公然実施発明）

空気排出口を備えた空調服において首周りの空気排出スペースを調整する手段であり、紐1と紐2とを備え、紐1及び紐2を結ぶことによって空気排出量を調節する。

相違点と副引用発明（登録実用新案第3172651号<sup>3)</sup>）

| 本件発明と主引用発明との相違点                                                                                                                                                                                 | 副引用発明（甲30）                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 本件発明において、「第一調整ベルト」は、「第一取付部を有」し、「第二調整ベルト」は、「前記第一取付部の形状に対応して前記第一取付部と取り付けが可能となる複数の第二取付部を有」し、「 <u>前記第一取付部を前記複数の第二取付部の少なくともいずれか一つに取り付けることで</u> 」 <u>空気排出口を形成する</u> のに対し、主引用発明（公然実施発明）は、このような構成を備えない。 | 相違点に係る本件発明の構成に相当する構成を全て含んだ「介護用パンツ」の発明<br> |

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=5913](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5913)

<sup>2</sup>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2013-212139/C6602D8A5101FF2163FD95E180E8337BB6031424E71EFCAEB197F3D0D97A8E37/10/ja>

<sup>3</sup>

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2011-006027/4C4EA1CDF2BFB140ED9CDC2585813C2A8E8922D60F14903BA7ED87E2CBEAC26A/20/ja>

## 裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、「空調服」に係る主引用発明（公然実施発明）および「介護用パンツ」に係る副引用発明（甲30発明）の「技術分野の関連性」および「課題の共通性」について検討し、主引用発明に接した当業者は、副引用発明を採用するように動機付けられたものと認めるのが相当であると結論付けた。

「課題の共通性」を検討するにあたり、裁判所は、複数の特許文献（甲15ないし甲18）の記載に基づいて「被服」の技術分野における「周知かつ自明の課題」を認定し、これが「本件公然実施発明から認識される課題」であるとしている。

…空調服と介護用パンツは、その形状や使用目的を異にするものではあるが、いずれも身体の一部を包んで身体に装着する「被服」であるという点（なお、この点は、被告も争うものではない。）では、関連性を有するものである。…（中略）…空調服も被服である以上、空調服に係る当業者は、被服に係る各種の先行技術を参酌するのが通常であるといえるから、本件公然実施発明に甲30発明を適用する動機付けがあるか否かの検討に当たって考慮すべき両者が属する技術分野の関連性につき、「空調服の空気排出口」という細部にわたってまで一致しなければ両者の関連性が薄いと解するのは、狭きに失するものとして相当ではない。

本件出願日当時、被服の技術分野においては、2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することや、そもそも2つの紐状部材を結んでつなぐこと自体、手間がかかって容易ではないとの周知かつ自明の課題が存在したものと認められる…（中略）…本件公然実施発明に接した本件出願日当時の当業者は、上記の課題を認識するものと認めるのが相当である。…（中略）…のとおりの周知かつ自明の課題が本件出願日ときに被服の技術分野において存在したとの事実も併せ考慮すると、本件出願日当時の当業者は、甲30発明につき、これを2つの紐状部材を結んでつないで長さを調整することが手間で容易ではないとの課題を解決する手段として認識するものと認めるのが相当である。

被告は、本件発明3の課題は斬新であり、これは本件公然実施発明の課題と甲30に記載された技術事項の課題との共通性を否定する事情となると主張する。しかしながら、仮に、本件発明3の課題が斬新であったとしても、そのことにより、本件公然実施発明から認識される課題や甲30発明が解決する課題に影響を及ぼすものではないから、被告の上記主張を採用することはできない。

## まとめ

技術分野の関連性のみでは、引用発明を組み合わせる動機付けの存在は認められにくい傾向にあるところ、裁判所は、技術分野の関連性（被服）に加え、課題の共通性（長さ調整の容易性）を考慮することにより、主引用発明（空調服）と副引用発明（介護用パンツ）との組み合わせの動機付けの存在を認めている。本件の主引用発明は公然実施発明であり、文献公知発明のように課題が明示されているわけではない。本判決では、「課題の共通性」を検討するにあたり、複数の特許文献を引用して「周知かつ自明の課題」を認定し、本件公然実施発明に接した当業者は上記課題を認識するとした。また、本判決では、主引用発明（空調服）と副引用発明（介護用パンツ）に係る具体的製品よりもやや上位の概念（衣服）を用いて「技術分野の関連性」および「課題の共通性」を認定している。この点、特許庁審決では「目的や機能を異にする」として組み合わせの動機付けが否定された。このような上位概念化については、事案の内容に応じて慎重な検討が必要である。

**キーワード** 特許、進歩性（29条2項）、公然実施（29条1項2号）、動機付け、組み合わせ、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

## [注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。